



# 国労西日本

国労西日本本部

NO.266

発行責任者 森田 文一  
編集責任者 片岡 有宏

## 労働協約改訂要求申入れ行う

# 安全・安心の輸送の確保のために労働条件の改善を

「労働協約改定交渉」の要求について、8月8日、西日本会社に対し申1号について申し入れを行いました。8月24日、31日、9月3日の3回交渉を行います。

### 労働条件部分（抜粋）

1. 勤務改善等に関する要求  
2. 勤務変更した場合であつて、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。

- 3. サービス残業・ただ働き根絶にむけて、適正な労働時間管理を行うこと。
- (1) 「身だしなみ」等にかかる時間を業務として労働時間とすること。
- (2) 鉄道病院における手術室勤務看護師の待機時間は労働時間とすること。
- 4. 工務関係の夜間作業については1カ月に最高限度を6回とし、連続2夜は行わないこと。
- 5. 1暦日の勤務指定は9型までとすること。また、13型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とすること。
- 6. 工務関係職場の夜間作業に伴う労働時間について、

- 深夜時間帯を含む場合、労働時間の最高を14時間とし、この労働時間を15C勤務とみなすこと。また、深夜時間帯における労働時間は5時間以内とすること。
- 7. 始・終業時刻は、深夜帯に設けないこと。
- 8. 特休・公休は2カ月前に発表し、前月の25日午前中までに指定すること。
- 9. 「労働時間等見直しガイドライン」に沿って労働時間の短縮を図ること。「国民の祝日に関する法律『改正』」に伴い休日の増加、リフレッシュ休暇を新設すること。
- 10. 36条協定を以下のとおり変更すること。
- (5) 時間外労働は、より限定的な取扱いとすること。
- 11. 更衣時間を労働時間とすること。

- 12. 勤務箇所を離れて勤務する場合、往路及び復路は労働時間とすること。
- 13. 夜間作業時の自動車の運転に対する「いねむり運転」防止対策及び業務用自動車等に安全装置を取り付けること。
- 15. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療は、すべて労働時間として取り扱い、費用についても会社負担とすること。定期健康診断・特定保健指導についても労働時間として取り扱うこと。
- 18. 保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図り、退職時には残日数を付与すること。
- 19. 半休制度について、半休付与条件の各年度を20回以内（10日）とすること。
- 20. 半休の付与対象者は、乗務員も対象とすること。
- 21. 「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で、「託児所の設置」「休職期間の延長」「取得要件の緩和」を図り、育児・介護休職が取得できる環境及び啓蒙を行うこと。
- 23. 業務に関連する実務能力認定試験等を受験する場合、労働時間として取り扱うこと。

変えよう  
安全を守る  
職場風土に



- 24. MD及びSDとなった場合、本人の希望する職種への異動を行なうこと。また、本人希望により一定期間経過後、再受検可能とすること。
- 25. 「安全輸送の確保」及び展望ある技術継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。
- 26. 全ての職種に在宅休養時間（インターバル時間）を設けること。
- 27. 退職者説明会は労働時間とすること。

## 「西日本豪雨災害」に対する 広島ボランティア活動

7月豪雨による復興と早期全面復旧のためにご尽力されている仲間の皆さんに敬意と感謝の意を表します。

第1陣ボランティアが8月10日活動した結果、まだまだ手つかずの家が多数あり、長期に人手が必要となっていることから、下記の通り第2陣のボランティアを募集します

2018年9月11日（火）日帰り  
（宿泊も可 広島地方本部）

○指定列車・・・新大阪7：12→岡山7：57→広島8：37（のぞみ95号）

○持参する物・・・ゴーグル（100円ショップの物でよい）、マスク、帽子、ゴム手袋、長袖、長ズボン、長靴、飲料水、傷みにくい食料等

### 豪雨災害ボランティア

立っている場所は1mほど堆積した土砂の上





## II. 乗務員勤務制度に関する要求

1. 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はすべてC加給の対象時間とすること。
2. 乗務割交替作成において超勤前提としないこと。1勤務の労働時間は1日所定労働時間内で行路を作成すること。深夜帯の乗務を2時間以上含む場合は12時間とすること。
3. 勤務は交番順序表に明示された順序で作成すること。
5. 拘束時間は、1暦日勤務8時間、2暦日は20時間を限度とし、事実上2泊3日となるような行路は設定しないこと。
6. 在宅休養時間については



次のとおりとすること。

- (1) 1勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。
- (2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時までに設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。明け行路で訓練を指定している場合は、訓練終了時刻から在宅休養時間として算出すること。
- (3) 事故等における列車遅延の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。
7. 21時以降7時以前には始業時刻を設けないこと。
9. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を12時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中とすること。
10. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を確保すること。
12. 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにし、見直すこと。
13. 準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。

15. 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続7時間を確保すること。

16. 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。
17. 食事時間は7時、12時、18時の前後に着・着60分以上を確保すること。
19. 1継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に2時間以内とすること。
22. 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。
26. 運転適性検査の臨時クレペリン検査の間近で定期検査に合格した場合、臨時検査は省略すること。
27. S A S検査は労働時間とすること
28. 3年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。
32. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、2暦日不参としなないこと。
33. 客室乗務員は運転取扱業務に従事することのないようにする。
34. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。

## III. 広域出向等に関する要求

出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。

## IV. 転勤の基準は以下のとおりとすること。

転勤にあたっては、家庭環境に充分配慮し、個人面談時の本人の意向を尊重すること。

## V. 職場環境改善に関する要求

3. 休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とすること。工務系社員が出先で休養・休憩できる設備を設けること。
4. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。

## VI. ハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求

職場における「ハラスメント」をなくすために、LGBTに関する啓発を含めた作業環境に配慮すること。

## VII. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次65歳までとすること。
2. 労働契約法20条に基づき、社員との格差を是正すること。
5. 職務乗車証を自社線とする。

## VIII. 契約社員制度を縮小・廃止するとともに、現時点、

以下の対策を速やかに講じること。

1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。
2. 有期労働契約の労働者が無期転換を申し込んだ場合は、無期労働契約に転換すること。労働条件は別途協議すること。
3. 勤務については本人希望を尊重すること。
4. 福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。(養生休暇・社宅・寮・購入券等)
5. 職務乗車証を自社線とする。
6. 私傷病による雇用契約の終了日数を60日から90日とする。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

**NEW/ 生きるためのがん保険 Days 1**

アフラックはがん保険契約件数 **No.1**  
平成26年度「インシュアランス生命保険統計年報」

**NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days 1**

**NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days 1 プラス**

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様へ

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)  
**アベニール株式会社**  
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階  
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社)  
「生きる」を創る。  
**Aflac**  
アフラック 東京第二法人営業部  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F  
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658  
AF広宣課2017-5036 1月12日